

## 飲食店時短要請等協力金（第6期） Q & A

最終更新日 令和4年1月22日

最終更新日 令和4年1月26日

最終更新日 令和4年1月28日

最終更新日 令和4年2月10日

Q1 時短要請の対象とならない飲食店であるが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために自主的に時短営業を行っている。この場合、協力金の支給を受けられるか？  
（令和4年1月28日更新）

A1 三重県の要請に応じて時短営業を行っていただいた場合が協力金の支給対象となります。要請の対象となっていない店舗で時短営業をしていただいても、協力金の支給を受けることはできませんので、あらかじめご承知おきください。

（要請対象外の例）

○通常営業終了時刻が20時を越えない飲食店が時短営業する場合

○三重県の要請に応じて時短営業（又は休業）を行っていない場合

三重県が「感染拡大防止アラート」を発動した令和4年1月8日より前（令和4年1月7日以前）から自主的に時短営業（又は休業）をしていた場合は、新型コロナウイルスの感染拡大防止が目的であったとしても、協力金の支給対象とはなりません。

Q2 「酒類」とは何か？

A2 酒税法における「酒類」であり、アルコール分1度以上のものです。  
ノンアルコールビール、微アルコール（1度未満）は含みません。

Q3 重点措置区域内に複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた協力金が支給されるか？

A3 重点措置区域内に複数店舗がある場合、全ての店舗で時短要請に応じていただければ、全店舗に対して協力金を支給します。

ただし、重点措置区域内に一店舗でも時短要請に応じていただいていない店舗がある場合は、全ての店舗に対して協力金は支給されません。

早期支給済分がある場合は返還を求めることとなります。

Q4 第6期の途中から「あんしん みえリア認証店」となった場合はどうなるのか。

A4 現地確認を行い、認証店のステッカーを交付した日から、認証店としての選択が可能です。あんしんみえリアを申請中で、ステッカー交付前の方は、「非認証店」としての要請となります。

Q5 「あんしん みえリア認証店」が当初選択した時短営業終了時間を第6期の途中で変更（20時⇔21時）することはできるか。

A5 お客様の混乱を避ける観点からも、最初に選択した時短内容を最後まで継続していただくようご協力をお願いします。

ただし、やむを得ず変更する場合は、貼り紙を変更して対外的に周知していただ

くとともに、変更前と変更後の両方の貼り紙の写真を撮影し、申請時に添付してください。

(協力金額の日額は、対外的に周知していた資料等に基づき判断します。)

Q6 「あんしん みえリア」の認証店と非認証店とでは協力金支給要件等に違いがあるのか？

A6 「あんしん みえリア」の「飲食業事業者版」の認証を受けている事業者と非認証店の協力金支給要件等は、以下のとおりです。

通常営業終了時刻	認証店	非認証店
20 時までの店舗	20 時までの通常営業 (協力金の支給対象外)	20 時までの通常営業 ※酒類提供不可 (持込含む) (協力金の支給対象外)
20 時を越え 21 時までの店舗	以下のいずれか (1) 21 時までの通常営業 (協力金の支給対象外) (2) 20 時までの時短営業 ※酒類の提供不可 (持込含む) (協力金の支給対象)	20 時までの時短営業 ※酒類の提供不可 (持込含む) (協力金の支給対象)
21 時を越える店舗	以下のいずれか (1) 21 時までの時短営業 ※酒類の提供可能 (協力金の支給対象) (2) 20 時までの時短営業 ※酒類の提供不可 (持込含む) (協力金の支給対象)  ※21 時を越える営業は不可	※20 時を越える営業は不可

なお、ワクチン・検査パッケージの適用はありませんので、認証店・非認証店にかかわらず、同一グループの同一テーブルでの利用は原則 4 人以内にしていただく必要があります。

【ご注意ください！】

「あんしん みえリア」には、「飲食業事業者版」のほか、「観光事業者版」もあります。今回、21 時までの時短営業を選択できるのは、「飲食業事業者版」の「あんしん みえリア」の認証店であり、「観光事業者版」の「あんしん みえリア」の認証のみを受けていても、この対象となりません のでご注意ください。

(観光事業者版の「あんしん みえリア」のみ認証を受けている店舗が 20 時を越えて営業した場合、協力金の支給対象外となります)。

※ あんしん みえリアの認証ステッカーは「飲食業事業者版」は黄色、「観光事業者版」は緑色の輪のマークでデザインされています。

Q7 ワクチン・検査パッケージは適用されないのか。

A7 ワクチン・検査パッケージの適用はありません。同一グループの同一テーブルでの利用は原則4人以内としてください。

Q8 飲食店とは何を指すのか？

A8 食品衛生法上の飲食店営業許可、又は喫茶店営業許可を受けている店舗を指します。ただし、テイクアウト専門店、デリバリー専門店、キッチンカーなどは時短要請の対象ではありません。

(時短要請にかかわらず営業していただいても差し支えありません。)

また、ショッピングセンターやサービスエリア等のフードコートを除き、ご自身の店舗用の飲食専用スペース(店舗の判断でお客様が使用できないような措置を講じることができるもの)を有しない店舗については、協力金の支給対象となりません。

【ご注意ください！】

第4期の緊急事態措置適用期間(R3.8.27~9.30)では、「酒類又はカラオケ設備を提供している、通常営業終了時刻が20時までの飲食店」についても、休業した場合には協力金の支給対象となっていました。第6期ではそのような飲食店が休業していただいても支給対象となりません。協力金を申請していただいても支給することができませんので、あらかじめご承知おきください。

Q9 協力金の対象となる事業者とは、具体的に何をさすのか？

A9 ご自身が所有する店舗を営んでいる事業者のほか、営業委託を受けている場合や、賃借する店舗を営んでいる事業者など、店舗の営業時間・営業内容に関する決定権を有する方を言います。

Q10 大企業も協力金支給の対象となるか？

A10 重点措置区域内の店舗であれば、大企業も対象となります。なお、協力金の算定方法は、「売上高減少額方式」に限定されます。

Q11 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、宗教法人などは協力金の対象となるか？

A11 時短要請の対象となる店舗を運営しており、要請に応じて営業時間の短縮を行っていただければ、協力金の対象となります。

Q12 時短要請の対象外となるのは、どのような店舗か？

A12 重点措置区域内であっても、以下の店舗は対象外となりますので、要請にかかわらず営業をしていただくことができます。

・テイクアウトやデリバリー専門店

(店内飲食を20時までで終了していただき、その後テイクアウトやデリバリーの営業をすることは可)

・スーパーやコンビニでイートインスペースのある店舗

- (ショッピングセンターやサービスエリア等のフードコートの店舗は要請対象)
- ・キッチンカー、屋台等による営業  
(キッチンカーや屋台の周辺にテーブルや椅子等を並べて飲食場所を提供する場合も要請の対象外)
  - ・24時間営業のネットカフェや漫画喫茶など、宿泊を目的とした利用が相当数見込まれる施設
  - ・従業員食堂や給食施設など、病院、学校、事業所内などに存在し、特定の関係者のみが利用する店舗(一般の方向けに営業している施設は対象)
  - ・行事や祭り、イベント等で出店を行う場合
  - ・旅館等の宴会場で、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ※「あんしん みえリア」(飲食業事業者版)の認証店が21時までの時短営業を選択する場合は、「20時」を「21時」と読み替えてください。

Q13 オーダーストップが20時でもよいのか？

A13 20時の時点でお客様にお帰りいただくようにお願いします。オーダーストップの時刻等は、お客様が混乱せず、20時までに飲食を終了していただくことができるように設定し、お客様には20時までに退店していただくように周知してください。

※「あんしん みえリア」(飲食業事業者版)の認証店が21時までの時短営業を選択する場合は、「20時」を「21時」と読み替えてください。

Q14 旅館やホテル等の宿泊施設内にあるレストラン等も、飲食の提供を20時までとすれば支給対象となるか？

A14 旅館やホテルが宿泊者を対象に飲食を提供する場合は、重点措置区域内であっても、時短要請の対象ではありません。また、宿泊者に対してルームサービスで飲食を提供することは、時短要請の対象ではありません。

ただし、旅館やホテル内の宿泊客以外のお客様が来店するレストラン等で20時を越える通常営業を行っている場合、20時までの時短営業としていただければ協力金の支給対象となります。

※「あんしん みえリア」(飲食業事業者版)の認証店が21時までの時短営業を選択する場合は、「20時」を「21時」と読み替えてください。

【ご注意ください！】

「あんしん みえリア」には、「飲食業事業者版」のほか、「観光事業者版」もあります。今回、21時までの時短営業を選択できるのは、「飲食業事業者版」の「あんしん みえリア」の認証店であり、「観光事業者版」の「あんしん みえリア」の認証のみを受けていても、この対象となりません のでご注意ください。

(観光事業者版の「あんしん みえリア」のみ認証を受けている店舗が20時を越えて営業した場合、協力金の支給対象外となります)。

※ 「あんしん みえリア」の認証ステッカーは「飲食業事業者版」は黄色、「観光事業者版」は緑色の輪のマークでデザインされています。

Q15 ショッピングセンター内のフードコートは対象となるか？

A15 フードコートに併設されている重点措置区域内の店舗は時短要請の対象です。ただし、協力金の対象となるか否かは、それぞれの店舗の営業終了時刻が、従来から20時を越えていたか否かで判断しますので、フードコート全体が時短したことにより、全店舗が一律に協力金の支給対象となる訳ではありません。  
※「あんしん みえリア」（飲食業事業者版）の認証店が21時までの時短営業を選択する場合は、「20時」を「21時」と読み替えてください。

Q16 ボウリング場などの遊戯施設や映画館などで、店内に飲食物販売コーナーがあり、お客さんはそこで購入した飲食物を店内の休憩スペースやベンチで食べることになっている。この場合、時短要請の対象となるか？

A16 飲食専用のスペースを有しておらず、飲食以外にも利用できる待機スペースや休憩スペースなどで飲食する場合は、テイクアウト店舗として取り扱いますので、重点措置区域内であっても時短要請の対象となりません。ボウリング場でゲーム中にレーン横の席で飲食する場合や、映画館で上映中に飲食をさせていただく場合も同様です。  
ただし、専用の飲食スペースを有しており、時短要請に伴い、当該スペースが利用できないような措置を講じることができる場合は、時短要請の対象となります。

Q17 重点措置区域内の24時間営業の飲食店はどのように対応すればよいか？

A17 20時から翌5時までの間、店内にお客様がいない状態にして、店舗を閉店していただくようお願いします。ただし、テイクアウトやデリバリー営業を行っていただくことは可能です。  
※「あんしん みえリア」（飲食業事業者版）の認証店が21時までの時短を選択して21時までの営業を行う場合は、「20時」を「21時」と読み替えてください。

Q18 カラオケ店は時短要請の対象となるか？

A18 「食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗」である場合、重点措置区域内にあるカラオケ店は時短要請の対象となります。

Q19 ウェディング専用施設やセレモニーホールにおける飲食は対象か？

A19 重点措置区域内であっても、結婚式場を除き、葬祭場その他の冠婚葬祭に関する人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用するお客様のみに飲食を提供する場合は、要請の対象外です。  
(例) 施設内でのディナー営業など不特定多数の方に飲食を提供する場合は要請対象となりますが、葬祭で利用する方のみに飲食を提供する場合は時短要請の対象外です。  
ただし、結婚式場で結婚式（披露宴、二次会等を含む。以下同じ。）その他のイベントを行う場合や、ホテル又は旅館の集会の用に供する部分で結婚式を行う場合は、重点措置区域内であれば時短要請の対象となります。

Q20 24時間営業しているネットカフェ、漫画喫茶など飲食店営業許可を得ており、飲食を提供する施設で、完全個室となっているタイプのものも時短要請の対象となるのか？

A20 ネットカフェ・漫画喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当数見込まれる施設については、特措法に基づく要請を行う施設の対象外とされていることから、重点措置区域内であっても時短要請の対象とはなりません。

Q21 飲食店の許可が失効していたが、協力金の対象となるか？

A21 令和4年1月20日（東紀州地域は1月30日）以前から有効で、かつ時短要請期間の全てを通して有効な許可を得ている必要がありますので、失効している場合は協力金の対象となりません。

Q22 時短ではなく、休業した場合でも協力金の対象となるか？

A22 要請対象となる店舗が、要請期間の全てを通して時短営業又は休業していただければ支給対象となります。

Q23 要請期間中に定休日があるが、この間は協力したこととなるのか？

A23 時短営業だけでなく、要請期間中に休業していただくことも要請に応じていただいたものとみなします。

時短要請に全面的に協力いただいている店舗であれば、定休日であっても、協力金を減額することはありません。協力日数に含めて計算します。

Q24 通常時は20時までの営業であるが、予約があったときだけ20時を越えて営業する場合がある。この場合、支給対象となるか？

A24 時短要請の対象となる飲食店は、通常の営業終了時刻が20時を越えており、対外的に周知していただいていることが必要です。

予約時のみこの要件を満たす場合は、時短要請前に以下①及び②の条件を満たしていたことが、客観的に証明できる資料の提出が必要です。

提出された資料の内容により協力金の支給の可否を判断します。

《条件》

①予約があれば20時を越える営業をすることが対外的に周知されていること。

②20時を越える営業実績があること。

※「あんしん みえリア」（飲食業事業者版）の認証店が21時までの時短営業を選択する場合は、「20時」を「21時」と読み替えてください。

Q25 時短要請期間中、すべての期間において時短営業を行わなければ、協力金が支給されないのか？

A25 準備の都合等で要請期間の途中から時短営業を行った場合は、要請に応じていただいた日から期間の終了まで継続した場合、協力金の対象となります。

支給金額は、時短営業を開始した日からの日数で算定されます。

Q26 時短要請期間中に重点措置区域内で営業を開始した場合、協力金の支給対象となるか？（令和4年1月28日更新）

A26 原則として対象外ですが、以下の全てを満たす場合のみ、例外的に対象とします。

【中小企業の場合】

- ・令和4年1月20日（追加指定地域の2市3町にあっては1月30日）以前から、開業予定日が時短要請期間中であったことが確認できる。
  - ・通常の営業時間が20時を越えていることが確認できる（時短要請期間が終了した後に20時を越えて営業している）
- なお、協力金の額は、売上高方式支給額の下限（日額25,000円又は30,000円）となります。

【大企業の場合】

大企業は協力金額を売上高減少額方式で算定するため、比較対象となる売上実績がありませんので申請対象外です。

※「あんしん みえリア」（飲食業事業者版）の認証店が21時までの時短を選択して21時までの営業を行う場合は、「20時」を「21時」と読み替えてください。

Q27 時短営業ではなく、営業時間を前倒しする場合は協力金の対象となるか？（例えば、19時～23時の営業を、15時から20時に変更する場合）

A27 20時から5時までの間に営業を行わないようにしていただくことが今回の時短要請の主旨ですので、営業時間をずらして20時までに営業を終わらせていただく場合も、協力金の対象となります。

Q28 飲食店とその他の業種を同一店舗で実施している場合、20時の時点で飲食の提供を終了すれば、他の業種の方は20時を過ぎて営業を続けても協力金の対象となるか？

A28 飲食の提供と他の業種が一体となって営業されている場合は、20時で閉店していただく必要があります。

但し、飲食店と他の業種が分離していることが客観的に確認できる場合は、飲食店のみ時短営業にご協力いただければ協力金の対象となります。

※「あんしん みえリア」（飲食業事業者版）の認証店が21時までの時短を選択して21時までの営業を行う場合は、「20時」を「21時」と読み替えてください。

Q29 20時以降、テイクアウト専門で営業しても、協力金の対象となるか？

A29 飲食店を閉店し、お客様に全て退出していただいたうえで、テイクアウトやデリバリー専門として営業していただく場合、重点措置区域内の店舗は協力金の対象となります。

※「あんしん みえリア」（飲食業事業者版）の認証店が21時までの時短を選択して21時までの営業を行う場合は、「20時」を「21時」と読み替えてください。

Q30 飲食店営業許可の名義と、協力金の申請名義が異なってもよいのか？

A30 協力金の申請者は、原則として、飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けた事業者です。営業許可の名義と協力金の申請名義が異なる場合（営業委託を受けて営業している場合等を含む）は、その理由を証明する書類が必要となります。

Q31 時短営業を示す「貼り紙」が県HPにあるが、必ずこの貼り紙を使用しなければならないのか？

A31 時短要請に応じていただくにあたっては、お客様に下記の必要事項を周知していただく必要があります。

必ずしも、県HPに掲載する貼り紙を使用する必要はありませんが、貼り紙に必要な事項が記入されていないと協力金が支給されないことがありますので、できるだけ県HPのものをご利用ください。

<貼り紙に掲載必要な事項>

- ・県の要請に応じていること
- ・実施期間（＝要請期間）
- ・新型コロナウイルス感染防止のための営業内容
- ・要請期間中は、20時までで閉店すること。
- ・従来の営業時間からの変更を明記
- ・店舗名（住所含む）

※「あんしん みえリア」（飲食業事業者版）の認証店が21時までの時短を選択して21時までの営業を行う場合は、「20時」を「21時」と読み替えてください。

Q32 協力金の支給を受けるために、感染防止対策を講じている必要はあるのか？

A32 業種別ガイドラインに沿って適切な感染防止対策を行っていただいていることが、協力金支給の前提です。

Q33 三重県が「感染拡大防止アラート」を発動した令和4年1月8日より前（令和4年1月7日以前）から自主的に時短営業をしているが、そのまま継続して時短営業を行えば、時短要請に協力したこととなり、協力金の対象となるか？

A33 三重県の要請に応じて時短営業を開始していただくことが協力金の支給要件です。第6期では三重県の「感染拡大防止アラート」発動より前に自主的に時短営業を開始された場合は、新型コロナウイルスの感染拡大防止が目的であったとしても、協力金の支給対象とはなりません。  
大変申し訳ありませんが、ご理解をお願いいたします。

Q34 申請様式はいつ公表されるのか？

A34 時短要請期間終了後、速やかに公表する予定です。

Q35 時短要請に協力した店舗名は公表するのか？

A35 検討中ですが、公表する予定です。



Q36 要請期間が延長となったが貼紙はどうすればよいか。

(令和4年2月10日更新)

A36 2月14日以降にご使用いただける貼紙を県 HP に掲載しましたのでご使用ください。また、現在ご使用されている貼紙の「2月13日」の部分を手書きで「3月6日」に修正してそのままご使用いただいても結構です。

Q37 要請期間が3月まで延長されたことで協力金日額の算定に影響があるのか。

(令和4年2月10日更新)

A37 要請期間の属する月が延長前は1月～2月でしたが、延長後は1月～3月となりました。このため、協力金日額を算定する際に用いる売上日額についても前年又は前々年や、現年の1月～2月の2か月間の日額であったものが、1月～3月の3か月間の日額となりますのでご注意ください。算定方法は、「飲食店時短要請等協力金（第6期）金額算定に関するQ&A」をご覧ください。